

2. 国債の大量発行と金融調節

(1) 財政の膨張と国債の累増

わが国の財政規模は、2・26事件後の昭和11年度から、日中戦争、太平洋戦争の期間を通じて急激な膨張を示した。一般会計歳出（決算ベース）は昭和11年度以降、昭和20年度までの10年間に約10倍になった。一般会計と特別会計の純計については、昭和19・20両年度の計数を得ることができないので、昭和11～18年度の8年間をとってみると、8倍強（一般会計のみでは6倍弱）に増加している（表2-1）。いずれにせよ明治以来わが国の財政がかつて経験したことのない急ピッチな膨張であった。

表 2-1 中央財政歳出の推移（決算ベース）

（単位：百万円）

このような財政支出増大の主因はいうまでもなく軍事費の膨張であった。しかし戦時財政は、直接的な軍事支出のみによって膨張したわけではない。膨大な物資の消耗を伴う戦時経済を維持するためには、何よりもまず生産力の拡充が必要であったから、資源開発や技術者の養成など、そのためのいろいろな経費が計上された。また戦争の激化とともに経済統制をは

昭和 年度	一 般 会 計	一般会計と特別 会計の純計
10	2,206 (2.0)	5,817 (1.9)
11	2,282 (3.4)	8,432 (45.0)
12	2,709 (18.7)	9,195 (9.0)
13	3,288 (21.4)	13,124 (42.7)
14	4,494 (36.7)	12,273 (△ 6.5)
15	5,860 (30.4)	15,704 (28.0)
16	8,134 (38.8)	22,891 (45.8)
17	8,276 (1.8)	31,965 (39.6)
18	12,552 (51.7)	47,458 (48.5)
19	19,872 (58.3)	n. a. (—)
20	21,496 (8.2)	n. a. (—)

（注） かつこ内は前年度比増減(△)率(%)。

（出所） 日本銀行統計局編『明治以降本邦主要経済統計』同局、昭和41年。

じめとする各種国家統制が行われるようになり、それがまた行政費を大きくし
(1) た。さらに戦争の長期化と激化に伴って、傷い軍人や戦没者遺族など、戦争犠牲者を救済するための支出も増大した。このように戦争のための間接的な財政支出もまた、戦時期における財政膨張の原因となった。

このように急増する財政支出を賄う手段は、増税と国債発行であった。まず税

表 2-2 租税収入の推移とその内訳

(単位：百万円)

昭和/年度	所得税	法人税	営業収益税	酒 税	その他とも計
10	227	(94)	57	209	926
11	277	(126)	73	220	1,052
12	478	(209)	91	241	1,432
13	733	(314)	105	279	1,984
14	889	(376)	126	267	2,495
15	1,489	183	129	285	3,653
16	1,401	535	102	359	4,257
17	2,236	776	115	434	6,634
18	2,604	994	126	720	8,455
19	4,041	1,327	167	884	11,437
20	3,820	1,181	125	1,131	10,337

(注)1. 法人税は昭和15年度に創設されたものであるから、それ以前のこれに該当する税収は所得税に含まれているが、本表では参考までに第一種所得税をカッコ書きとして示している。また15年度以降の法人税には特別法人税が含まれている。

2. 本表には印紙収入・専売局益金を含まない。

(出所) 前掲『明治以降本邦主要経済統計』。

収についてみると、昭和12年度以降戦時期を通じて毎年度、増税措置がとられた。とくに昭和15年(1940年)4月には大規模な税制改革が行われ、大幅な増収が図られたが、これにより納税人員も急増した(昭和14年度188万人→同15年度408万人)⁽²⁾。こうした状況に対し、本行としても国税受入窓口を増設して納税者の便宜を図る必要があるという見地から、昭和16年7月、国税の受入れのみを扱う国税代理店を置くことにした⁽³⁾。こうして日中戦争勃発後における経済の拡大と増税措置は税収をかなり増加させた。ちなみに昭和19年度および20年度の税収は、昭和10年度に比し11倍～12倍となっている(表2-2)。これに印紙収入・専売局益金・地方税を含め、それら合計の国民所得に対する比率(租税負担率)を算出すると、それは昭和10年度12.7%であったものが、昭和19年度には24.1%とほぼ倍の高さとなる⁽⁴⁾。

それにもかかわらず国債は急増し、昭和11年度まで年度間6億～8億円台であった国債発行額(交付国債を除く長期国債、入金金ベース、以下同じ)は、昭和12年度には約22億円、昭和20年度には実に323億円という巨額の発行をみるに至った。そしてその7割前後が臨時軍事費特別会計に繰り入れられた。なお臨時軍

事費支弁のため政府が国債の発行および借入金をなし得る限度額は、日中戦争期および太平洋戦争の初期においては、臨時軍事費の追加予算計上のたびごとに法律によって改定されてきたが、昭和18年3月4日公布施行法律第8号「昭和十二年法律第八十四号（大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費支弁ノ為公債発行ニ関スル件）中改正法律」により、今後は臨時軍事費特別会計における歳出予算額から普通歳入予定額を控除した額に相当する金額の国債を発行し、あるいは借入金をなすことができるように改められ、臨時軍事費に関する限り政府は無制限に国債を発行できる権限を付与されることになった。このようにして、形式的な一応の歯止めもなくなった国債の発行額は一段と増大したが、これらの国債は償還期限10年以上であったから、国債発行残高も年々累増することになった。

さらにこの間、交付国債や政府短期証券の発行残高も漸増した。とくに昭和14年以降、戦没軍人・軍属等の遺家族や戦争に功勞のあった軍人等に対し、国債を交付するようになったため交付国債の発行が急増し、また昭和15年11月から食糧の国家管理が実施されたことによって米穀証券(昭和17年4月、食糧証券と改称)の発行もまた急増した。こうした交付国債や政府短期証券の発行増加が政府債務の増大に拍車をかけた。この結果昭和10年度末に100億円を若干上回る程度であった政府債務残高は太平洋戦争勃発直後の昭和16年度末には420億円弱となり、敗戦直前の昭和19年度末においては実に1500億円強、前述の昭和10年度末と比較して15倍という巨額なものとなった。さらにこれを国民総生産との比率で見ると、昭和10年度末63%であったものが、昭和19年度末には200%を超えるに至った(表2-3)。これは第2次世界大戦後、戦時に累積された政府債務の処理に悩んだイギリスの場合に近いものであった(1944年末におけるイギリスの政府債務の国民総生産に対する割合は259%)⁽⁵⁾。

なお昭和7年11月以降、新規発行の国債は原則としていったん本行が引き受け、それを市中に売却するという方式がとられていたが、昭和12年10月の「北支事変経費支弁のための公債」(1億円)についてはシンジケート団引受けによって発行された。これは8月3日の結城総裁就任後初の銀行信託会社懇談会において、本行から市中銀行側に要請したものであった⁽⁶⁾。この背景には当時の民間資金

表 2-3 政府債務残高の推移

(単位：百万円)

昭和 年度末	長期債	短期証券	借入金	合計 (A)	国民 総生産 (B)	A/B (%)
10	9,854	454	217	10,525	16,734	62.9
11	10,575	444	284	11,302	17,800	63.5
12	12,817	453	85	13,355	23,426	57.0
13	17,345	492	84	17,921	26,793	66.9
14	22,886	595	85	23,566	33,083	71.2
15	29,848	1,047	108	31,003	39,396	78.7
16	40,470	1,206	109	41,786	44,896	93.1
17	55,444	1,554	154	57,152	54,384	105.1
18	77,556	2,097	5,462	85,115	63,824	133.4
19	107,633	1,902	42,417	151,952	74,503	204.0
20	140,812	3,160	55,482	199,454	n. a.	—

(注) 国民総生産は暦年計数。

(出所) 政府債務：前掲『明治以降本邦主要経済統計』。

国民総生産：経済企画庁編『国民所得白書』昭和35年度、大蔵省印刷局、昭和37年、140ページ。

表 2-4 新規発行長期国債の引受状況

(単位：百万円)

昭和 年度	日本銀行 引受け (A)	預金部 引受け	郵便局 売出し	その他	計 (B)	A/B (%)
12	1,661	350	119	100	2,230	74.5
13	3,275	780	475	—	4,531	72.3
14	3,520	1,500	497	—	5,517	63.8
15	4,393	1,890	601	—	6,885	63.8
16	7,319	2,150	722	—	10,191	71.8
17	9,526	3,350	1,383	—	14,259	66.8
18	13,887	6,000	992	—	20,879	66.5
19	19,275	10,400	605	—	30,280	63.7
20	16,252	11,924	—	5,255	33,431	48.6

(注)1. 交付国債を含まない。

2. 郵便局売出しは日本銀行引受分中から売り出されるが、上記日本銀行引受けはこれを除いたもの。

3. 昭和12年度のその他はシンジケート団引受け、20年度のその他は金融機関引受け。

(出所) 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第6巻、東洋経済新報社、昭和29年、巻末統計26～27ページ。

需要台頭の中で、本行引受けによる国債発行を続けていけば、本行信用の膨張を阻止できなくなるという危機感が生じ、昭和7年以來の事態に対する反省からなんとか国債発行に対する歯止めをつくりたいという気持ちが強まったものと思われる。しかしせっかく実施されたこのシンジケート団引受発行も、これに対し政府や市中銀行側からかなり抵抗があったようであり、当時金融が引締まり気味で、国債市況も軟化していた状況のもと、この意義ある試みはこのとき1回だけで打ち止めとなり、その後の国債発行は再び本行引受けを中心とする特別発行方式によることになった。

こうして戦時中の国債は、この1回だけのシンジケート団引受けと、同年11月に再開された前述の郵便局売出し

の分を除けば、すべて本行引受けと預金部引受けによって発行され、とくに本行引受けは全体の約7割を占めていた(表2-4)。もっとも本行引受国債の大部分は引受け後に市中に売却され、本行の手持ちとして残ったのは、それほど多いわけではなかったが、国債の本行引受けによって事前に膨大な本行信用が供給されていること
に変わりはないが、またこれら国債発行の主たる原因が軍事支出であったから、その資金使途は極めて物資消耗的性格の強いものであった。このほか、当時発行されていた政府短期証券については、昭和12年度は一部預金部引受けがあったが、以後は交付発行を

表 2-5 政府短期証券の発行状況

○ 米穀証券(食糧証券) (単位:百万円)

昭和 年度	交付発行	特別発行		計
		日本銀行 引受け	預金部 引受け	
12	63	1,565	157	1,785
13	131	2,008	—	2,139
14	304	2,311	—	2,615
15	1,197	927	—	2,124
16	2,017	3,725	—	5,742
17	2,642	3,759	—	6,401
18	2,974	6,075	—	9,049
19	2,837	8,640	—	11,477
20	3,708	11,902	—	15,610

○ 蚕糸証券

12	2	—	—	2
13	5	11	—	16
14	—	40	—	40
15	68	—	—	68
16	97	346	—	443
17	—	973	—	973
18	—	826	—	826

(注) 本表のほか昭和20年度に大蔵省証券5億円(ただし発行は戦後の昭和21年1月)が発行されている。

(出所) 大蔵省理財局『国債統計年報』昭和24年度第2部。ただし昭和12年度特別発行の区分は、日本銀行「日本銀行調査月報」(日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第8巻、大蔵省印刷局、昭和39年、所収)による。

除く全額が本行引受けで発行された（表2-5）。以上のように、戦時中の国債発行は単にその量が巨大であっただけでなく、その資金使途の軍事消耗的性格や、本行が国債の無制限引受機関に化していたこと等からみても、極めてインフレ的性格の強いものであり、敗戦後爆発するに至った悪性インフレーションの十分な下地を形成したものといえよう。

- (1) いま行政費の膨張を中央政府一般会計でみると、昭和10年度で6.2億円であったものが、昭和20年度では167.2億円となっている。またこの間官吏数も相当増加した（江見康一・塩野谷裕一『財政支出』（「長期経済統計」7）東洋経済新報社、昭和41年、211ページ、230ページ）。
- (2) 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第5巻、東洋経済新報社、昭和32年、巻末統計12ページ。
- (3) 国税代理店は昭和16年8月1日、東京市に設置（47行、397店舗）されたのを皮切りに、その後増設された。なお戦後昭和24年12月、国税代理店は歳入代理店と改められ、今日に及んでいる（日本銀行保有資料）。
- (4) 租税は前掲『昭和財政史』第5巻、巻末統計3ページ、国民所得は経済企画庁編『国民所得白書』昭和35年度、大蔵省印刷局、昭和37年、140ページによった。
- (5) United Nations, *Statistical Yearbook, 1948* (New York, 1949), pp. 372, 419.
- (6) 昭和12年8月4日付『中外商業新報』。

銀行信託会社懇談会というのはシンジケート銀行、大信託会社の代表が定期的に本行に参集して当面の金融経済の諸問題につき懇談したものだ。このような会合が定期的に開催されるようになったのは、昭和10年7月5日の銀行家懇談会からで、昭和11年11月からは特殊銀行を含む有力銀行のほか大信託会社代表も加えられて、名称も銀行信託会社懇談会とされた。なおこの会は、昭和15年11月13日以降は金融懇談会という名称となった（日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第29巻、大蔵省印刷局、昭和46年、解題18～19ページ）。

(2) 国債消化状況とその背景

国債の消化策

戦時期の膨大な国債発行の下で、過大な信用膨張を抑えるためには、国債を民間、とくに個人に保有させることが重要な要件であった。しかし当時は昭和10年

表 2-6 日本銀行保有国債の対金融機関純売却額

(単位：百万円)

昭和 12年 (うち7月～12月)	銀行				信託会社	保険会社	その他 金融機関	計
	うち 普通銀行	うち 特殊銀行	うち 貯蓄銀行					
	75 (3)	46 (11)	58 (38)		△ 4 (△ 7)	84 (84)	25 (21)	179 (101)
13年	1,777	610	204		23	128	60	1,987
14年	1,796	556	350		40	38	56	1,930
15年	1,736	153	587		45	2	87	1,870
16年	3,220	1,094	604		26	1	304	3,551
17年	5,492	1,653	1,143		41	4	591	6,128
18年	6,884	2,138	1,235		94	609	1,405	8,992
19年	11,146	2,154	1,171		166	819	2,486	14,617
20年1月～8月	11,768	2,356	332		80	335	2,317	14,501
12年7月以降の合計	43,822	10,726	5,664		508	2,020	7,327	53,677
構成比 (%)	81.6	20.0	10.6		0.9	3.8	13.7	100.0

(注)1. 純売却額は利付国債の売却額から買入額を差し引いたもの(額面ベース)で、△は買入れ超過を示す。

2. その他金融機関は産業組合中央金庫・信用組合・無尽会社等。

(出所) 日本銀行調査局『金融資料要録』および日本銀行統計局『本邦経済統計』第一部、昭和21年、により作成。

(1935年) ごろまでの状況とは異なり、軍需産業を中心に旺盛な資金需要があったから、国債の対民間売却は容易なことではなかった。そのため一方では国債保有に対する優遇策が講じられるとともに、他方において強力な資金統制を行うなど、民間部門に国債を保有させるための施策がいろいろ実行された。

イ、本行保有国債の対金融機関売却

国債を民間部門に売却する場合、その中心となったのは、本行引受国債の対金融機関売却、とくに対銀行売却であったが、本行はこれらの売却を円滑に進めるための施策をいろいろ講じた。昭和12年には既述のように、国債を保有する市中銀行がこれを担保に本行から借入れを行った場合、市中銀行にとって逆輸とならぬように本行は国債担保割引・貸付利子を引き下げ、また事実上国債担保であった当座貸越・コルレスポンデンス貸越の利率も引き下げたが、昭和17年6月からは証券業者に対し国債を担保として手形貸付を行うことになった。また前述のように本行は昭和10年に売戻条件付国債買入れを制度化したのに続いて、昭和12年には国債の無条件買入れを行うことを決定した。この操作は、一面において本行の金融調節策としての性格を持つものであったが、他面、金融機関の国債保有意欲を高めるという効果をねらったものでもあった。同時に金融機関の国債購入資金を確保するための施策も必要であった。その役割を果たしたのは、金融機関に対する資金運用制限措置であり、昭和12年の「臨時資金調整法」、昭和13年の国債統制の開始、昭和17年の全国金融統制会の活動開始等を通じてに強化された。

その結果、本行の金融機関に対する国債純売却額（利付国債売却額から買入額を差し引いたもの、額面ベース）は、昭和12年の2億円弱から翌13年には20億円弱へと急増し、昭和19年には実に146億円という膨大な額に達した。こうして戦時時期（昭和12年7月～20年8月）の対金融機関国債純売却額の合計は537億円となった（表2-6）が、これは同期間における本行引受額（746億円、郵便局売処分を含む）の72%に当たった。また対金融機関売却のうち8割強は銀行向けで、これは同期間における銀行預金増加額⁽¹⁾（971億円）の45%を占めていた。

ロ、郵便局売出し

昭和12年11月から国債消化策の一環として再開された、前述の郵便局売出しは当初売れ行き好調で、第1回目および翌13年2月の第2回目の売出し時には本行から郵便局への当初配布額(各5000万円)が売り切れ、それぞれ追加売出しが行われたほどであった。⁽²⁾しかし昭和13年度以降は配布された国債が全額売り切れるということとはなくなり、配布高に対する売却高の比率はしだいに低下傾向を示した(表2-7)。なお昭和18年度の売却高は前年度を下回り、とくに19年度以降急減しているが、これは後述のように昭和18年6月から国債貯金制度が実施されたことによる影響とみられる。

この間、国債の個人消化を促進するため、次のようないろいろな施策が講じられた。⁽³⁾

① 国債の郵便局買上げと無償保管制度

昭和12年11月、国債の郵便局売出しを再開するに当たり、購入者を優遇する方策として、国債所持人に換金の必要が生じた場合には、郵便局がいつでもその国債を買い上げることにしたほか、証券の盗難・紛失を防止する見地から昭和15年7月以降、郵便局売出国債の購入者には郵便局が無償で、その証券の保管を引き受けることになった。

② 売出証券の多様化

当初、郵便局売出国債の券面額は25円券・50円券・100円券・500円券の4種であったが、その後、昭和13年6月には1000円券が加えられた。他方、より零細な貯蓄も国債消化に動員するという観点から昭和13年以降、額面10円の小額国債も売り出された。またその第1回分は利付国債であったが、翌14年6月か

表2-7 郵便局売出し国債の売却実績

(単位:百万円)

売却期間 昭和・年/月	配布高 (A)	売却高 (B)	B/A (%)
12/11~13/3	119	119	100.0
13/4~14/3	479	472	98.5
14/4~15/3	526	492	93.6
15/4~16/3	670	587	87.5
16/4~17/3	786	698	88.8
17/4~18/3	1,433	1,211	84.5
18/4~19/3	1,307	1,202	92.0
19/4~20/3	672	582	86.6
20/4~20/12	170	58	34.1
計	6,172	5,430	88.0

(注)1. 昭和17年4月以降、原資料が単位未満の端数を切り捨てているとみられるため、「計」と期別計数の合計とは合致しない。

2. 本表以外に郵便局で売り出された国債は次のとおり。

昭和17年2月16日~3月16日……シンガポール陥落記念郵便局売出国債 28百万円

昭和13年8月~17年2月……外地郵便局での売出し 45百万円

(出所) 日本銀行保有資料。

らはこれに代えて割引方式の国債が発行された。

③ 外地郵便局での売出し

昭和13年8月、政府は「満洲・華北・華中」方面の郵便局でも国内の郵便局に準じて国債を売り出すことにし、本行はその取扱いを横浜正金銀行・朝鮮銀行・満洲中央銀行に委嘱した。当時は上海方面における円相場が下落傾向を示していたが、この措置はそうした円相場下落防止策としての意味も持っていた⁽⁴⁾。またこのような外地における国債売出しは、蒙疆銀行(昭和13年10月)、台湾銀行(昭和14年6月)にも委嘱された。さらにその取扱地域についても当初は特定地域に限定されていたが、昭和16年10月からは中国全土にそれが拡大された。

ハ、証券引受業者による本行保有国債の売りさばき

昭和13年3月31日、債券の引受けを業とする証券業者を規制対象とした「有価証券引受業法」が公布(法律第54号、同年7月1日施行)された。この法律により有価証券引受業を営む証券業者は大蔵大臣の営業免許を要することになり、日興証券株式会社・日本勧業証券株式会社・野村証券株式会社・株式会社川島屋商店・山一証券株式会社・藤本ビルブローカー証券株式会社・小池証券株式会社・共同証券株式会社の8社にまず営業免許が与えられた。これを機会に、これら証券業者から本行保有国債の売りさばきをしたいという申し出があり、本行も国債消化に資するものとして、同年11月、これに応ずることにした。この取引は同年12月5日から開始されたが、その方式は原則として証券業者が客からの注文を取り次ぐというものであった。なお証券業者の売却先については、当初から国債シンジケート加盟銀行、信託会社を除くことにしていたが、この取引開始後間もなく、地方銀行についても、本行と密接な関係を維持するという観点から、なるべく証券業者を仲介させることなく、本行と直接取引させることにした⁽⁵⁾。

ニ、百貨店その他における国債の売りさばき

国債の個人消化を促進するための国債販売窓口の増設措置として、昭和13年4月には金融機関以外の公共団体、会社商店等にも販売所を設けた⁽⁶⁾。また昭和14年6月、第10回郵便局国債売出しに際しては、その広告宣伝を兼ねて、東京市内の百貨店にその一部の売りさばきを取り扱わせた。しかしその売却実績は14万9380

円にすぎなかった。こうした状況から、この取扱いは一時中断されたが、翌15年6月に再び行われることになり、取扱い百貨店は東京市内のみならず、横浜・大阪・京都・神戸の各市所在のもの（その後名古屋市所在百貨店を追加）を含めることにした。こうした販売地域の拡張にもかかわらず、この6月の実績（第16回郵便局売出し分）も8万5395円にとどまった。しかし政府はこの取扱いの目的が広告宣伝にあるとして、その後もこれを継続した。さらに太平洋戦争勃発直後の昭和16年12月28日には、当時年間約8000万円の売上げを示していた商品券が廃止されたので、翌17年2月から、これに代えて全国の百貨店で郵便局売出国債の売りさばき、および後に述べる日本勧業銀行発行の戦時債券（貯蓄債券・報国債券）の売りさばきを行った。⁽⁷⁾

ホ、小額国債の隣組消化

隣組組織（隣保班）を通じる小額国債の消化は、昭和16年8月ごろから始まったとされるが、翌17年になると、この消化方式はいっそう組織化・計画化された。すなわち大蔵省は昭和17年6月、国債・戦時債券の消化計画を作成し、各道府県にその消化目標を割り当てた。各道府県はこれを市町村に割り当て、さらに各市町村はこれを官庁会社や隣組に分割して割り当て、その消化を確実なものにしようとした。このような消化は建前としては強制消化ではなかったが、戦時下という国家統制の強い時期における末端組織単位の計画消化という点からも推測されるように、それは事実上の強制割当てであった。⁽⁸⁾

ヘ、銀行による小額国債売買と国債貯金

戦時下における国債発行の急増、それに伴う消化の強制化には、いろいろな問題点が含まれていたが、とくに昭和17年ごろになると、市中における小額国債の投売りと国債事務負担の膨張が大きな問題となった。前述のように郵便局売出国債については国債所持人の請求により郵便局で買い上げるようになっていたが、それにもかかわらず、小額国債の投売りが生じたのは、①買上げ事務を取り扱う郵便局が全郵便局の半数に満たなかったこと、②郵便局の中には国債買上げを渋るものがあつたこと、③この間にあって一部証券業者が小額国債を買いたたいたこと、などによるものといわれている。こうした状況は戦時債券についても同様

であった。そこで全国金融統制会は、以上のような状況を改善する趣旨から全国の銀行による国債・債券の買取制度を実施することにし、まず戦時債券について昭和18年4月10日から、小額国債については同年9月25日から、それぞれ実施した。なお同時に額面1000円までの小額国債について、銀行もその売りさばきを行うこととした。⁽⁹⁾

次に小額国債が増加した結果、国債事務負担の膨張が問題となったが、昭和18年6月、その対策として国債貯金制度が実施された。この国債貯金は預入最低限度1回1円、1人の貯金総額の限度を7000円（後に1万円に引上げ）とし、払出しは国債を購入する場合に限られるという特殊な預金で、銀行・市街地信用組合・産業組合等の金融機関が取り扱い、これら取扱金融機関はこの貯金額と同額の国債を保有しなければならないことになっていた。⁽¹⁰⁾ また同年10月20日からは郵便局も同じような国債郵便貯金の取扱いを開始した。

ト、台湾銀行・朝鮮銀行等における本行保有国債の売りさばき

当時、台湾島内には前述の証券引受業者の店舗がなく、大口の国債買入れ希望者にとって、やや不便な状況であったので、昭和14年2月15日から台湾銀行に本行保有国債の売りさばきを行わせることにした。また朝鮮半島においては証券引受業者の店舗があったが、朝鮮銀行に対しても翌15年4月、台湾銀行と同様、本行保有国債の売りさばきを取り扱わせることにした。さらに昭和16年10月から華北・華中における国債消化を促進する見地から、これら地域の横浜正金銀行・朝鮮銀行・台湾銀行各支店に同様な取扱いを認めた。⁽¹¹⁾

チ、本行による小口国債の売買

本行引受国債の売却については、当初、政府・金融機関等に対する大口の場合は本行から直接に、個人に対する小口は郵便局を通じて行われていたが、昭和13年6月、政府の金貨鑄潰し買上げが開始され、本行がその取次ぎを行うことになった際、その売却代わり金による個人の小口国債の買入れ希望があるということから、これを機会に本行の窓口でも小口国債の売却を行うことになり、7月から実施した。⁽¹²⁾ また昭和17年11月からは小口国債の買入れについても本行の窓口で行うことになった。ただし本行が積極的に国債を買い上げるということになれば、

国債消化の趣旨に反するということから、この取扱いは外部には公表せず、もし来行者から買上げを求められた場合には、これに応ずるといふことにしたものであった。⁽¹³⁾

国債消化の背景

結果的にみると、戦時期における本行引受国債の約9割が本行外に売却された。このような売却率の高水準は、わが国の戦時経済が多くの矛盾を露呈するようになった昭和18年以降においてもなお続いていた（表2-8）。こうした高率の国債売却を可能にした理由としては、既述のように、戦時期において国債消化を促進するために実に多くの施策が講じられ、⁽¹⁴⁾その中には事実上国債購入を強制するようなものも含まれていた事実をまずあげなければならない。また同時に厳しい経済統制が実施され、それが比較的好く守られていたこと、国民が過去に激し

表 2-8 日本銀行の長期国債引受と売却

（単位：百万円）

昭和	引受額 (A)	売却額	うち		純売却額 (B)	売却率 B/A(%)
			対民間	対政府		
12年 1月～6月	135	134	126	8	99	73.2
7月～12月	1,000	554	303	250	430	43.0
13年 1月～6月	1,530	1,630	1,191	439	1,409	92.1
7月～12月	2,151	2,016	1,439	577	1,731	80.5
14年 1月～6月	1,550	2,344	1,563	781	1,654	106.7
7月～12月	2,352	2,106	1,444	662	1,675	71.2
15年 1月～6月	1,865	2,357	1,651	706	1,777	95.3
7月～12月	2,953	2,919	1,680	1,239	1,614	54.7
16年 1月～6月	2,792	4,504	2,702	1,801	2,693	96.5
7月～12月	4,300	4,388	2,815	1,573	2,983	69.4
17年 1月～6月	4,970	6,064	4,643	1,421	4,931	99.2
7月～12月	5,350	6,262	4,878	1,384	4,888	91.4
18年 1月～6月	6,883	n. a.	n. a.	n. a.	6,422	93.3
7月～12月	6,720	n. a.	n. a.	n. a.	5,949	88.5
19年 1月～6月	8,548	n. a.	n. a.	n. a.	6,895	80.7
7月～12月	9,296	n. a.	n. a.	n. a.	8,975	96.5

(注)1. 対民間売却額には郵便局売出し分を含む。

2. 純売却額とは本行売却高から本行買入高を差し引いたもの。

(出所) 日本銀行調査局『財政金融資料要録』、および前掲『金融資料要録』により作成。

第2章 戦時統制下の日本銀行

いインフレーションを体験したことがなかったことなども国債の消化を助けた一因であったかもしれない。⁽¹⁵⁾しかし見方を変えれば、大量の国債を消化できる資金が供給されていたという事実を見落とすことはできない。そこで以下戦時下において大量の国債を消化できた金融のメカニズムを検討してみよう。

本行勘定の動きをみると（表2-9）、当時は本行引受けによる国債発行が行われていたから、財政資金はほぼ恒常的に対民間散布超過であったが、その額は日中戦争に入った昭和12年後半から大きくなり、さらに太平洋戦争が勃発した昭和16年からは年々その額を急膨張させた。これに対し本行は保有国債を極力市中に売却することによって、余剰資金を吸収することに努めたが、それはあくまで金融逼迫を生じさせない範囲で行われたことであるから、本行信用はしだいに膨張した。それでも日中戦争期においてはこのようなメカニズムによって国債の市中消化はそれほど無理なく行われていたようであるが、太平洋戦争に入るころからは、膨大な財政資金の散布にもかかわらず、国債消化はしだいに困難となり、資金計画に基づく強制化によって国債消化を図るようになった。

表 2-9 財政資金の散布と日本銀行信用

（単位：百万円）

昭和年	財政資金 対民間 散布超過	本行対市中国債 売却(△)買入超	うち 短期証券	本行対民間 貸出増減(△)	銀行券 増減(△)	(参考) 本行保有国債 残高(年末)
11	1,468	△ 1,420	△ 735	△ 47	99	826
12	1,759	△ 884	△ 619	△ 177	440	1,384
13	4,752	△ 4,118	△ 1,846	△ 129	449	1,838
14	5,333	△ 4,696	△ 2,213	574	924	2,414
15	4,685	△ 3,215	△ 433	△ 262	1,098	3,945
16	7,812	△ 6,593	△ 1,849	85	1,201	5,337
17	9,766	△ 9,096	△ 919	923	1,170	* 5,839
18	10,743	△ 9,267	730	1,815	3,118	7,475
19	16,244	△13,619	927	5,300	7,480	9,554

(注) *印は下記原資料の計数が誤りにつき訂正。

(出所) 前掲『金融資料要録』により作成。

すなわち日中戦争期における金融機関の国債消化については、毎年度の資金統制計画の中に、金融機関の各業態別にその消化目標額が掲げられていたが、それはあくまで自主的な努力目標であった。しかし昭和16年9月に閣議で決定された

2. 国債の大量発行と金融調節

「昭和十六年度資金統制計画綱領」では単に各業態別の消化目標額が示されるだけでなく、蓄積資金（資金増加額）のうち国債投資に向けるべき比率が業態別に明示された（表2-10）。これは形式的には個々の金融機関に対する割当てではないとしても、実質的には国債強制保有の効果を持つものであったといつてよからう。

表 2-10 昭和15・16年度国債消化計画

（単位：百万円）

	昭和15年度計画		貯蓄額に 対する比率 (%)
	(昭和15年7月18日) (閣議決定額)	(昭和16年9月16日) (閣議決定額)	
金融機関	2,744	4,822	45.2
銀行	2,250	3,642	50.0
信託会社	30	58	14.5
無尽会社	4	20	10.0
保険会社	260	600	50.0
産業組合関係	200	500	33.3
その他金融機関	—	2	50.0
官庁	1,936	2,406	
預金部	1,800	2,200	
簡易生命保険	124	173	
郵便年金			
その他官庁	12	33	
国民直接保有	700	972	
会社	100	300	
個人	600	672	
外地・海外	130	300	
計	5,510	8,500	

（出所）石川準吉『国家総動員史』資料編第一、国家総動員史刊行会、昭和50年、513～514ページ、835～836ページにより作成。

しかし他面、市中金融機関にとって軍需産業への資金を確保することもまた不可避的な要請であった。つまり膨大な国債を消化するからといって産業界の資金需要を押しさえ込むことは認められていなかったのであり、最後に残された道としては、わずかに不要不急産業の資金需要をカットするとか、国民の消費を押しさえることによって預金の吸収に努めることしかなかった。それでも昭和16年ごろま

では財政資金の散布超過や銀行信用の膨張を背景に預金の伸びも高かったのですが、銀行の預貸証率はむしろ低下傾向を示していたが、昭和17年以降は銀行の貸出・有価証券の伸びに預金の増加が追いつかなくなった。こうした状況の下において一方で大量の国債を消化し、他方で産業界の資金需要を満たすためには、本行信用の供給以外に方法はなかった。事実本行貸出は昭和17年以降急増し、またその年まで毎年売却超であった本行の政府短期証券売買も翌18年からは買入超に転じた。

前述のように戦時期の国債消化はかなりの強制を伴いつつも、結果的には高水準の市中消化に成功していたが、それはあくまで表面的なことであり、その実態は本行信用の膨張によって支えられたものであることは、以上からも明らかである。

- (1) 日本銀行統計局「戦時中金融統計要覧」（前掲『日本金融史資料』昭和編第30巻、昭和46年、巻末所収）および日本銀行調査局『金融資料要録』による。
- (2) 逓信省貯金局「統郵便貯金経済史観」（郵政省編『郵政百年史資料』第15巻、吉川弘文館、昭和43年、所収）308～310ページ。
- (3) 日本銀行保有資料。
- (4) 清水善俊「支那事变軍票史」（前掲『日本金融史資料』昭和編第29巻所収）付録115ページ。
- (5) 日本銀行保有資料。
- (6) 前掲『昭和財政史』第6巻、昭和29年、364ページ。
- (7) 日本銀行保有資料。
- (8) 日本銀行保有資料。
- (9) 同上。
- (10) 同上。
- (11) 日本銀行保有資料。
- (12) 同上。
- (13) 日本銀行保有資料。
- (14) なおここで国債保有に対する税制上の主な優遇措置（昭和12年以降）をまとめておくと、以下のとおりである。
 - ① 昭和12年4月以降「有価証券移転税法」により、国債に対する有価証券移転税の税率（例えば仲買人を買受人とする場合は取得価格の万分の1）を他の有価証券に比し半減。さらに昭和14年4月以降、額面20円以下の国債については有価証券移転税を免除。

2. 国債の大量発行と金融調節

- ② 昭和13年4月以降「支那事変特別税法」（増徴措置）においては国債利子（利率4分以下のもの）についての増徴は行わない。
- ③ 昭和15年度税制改正においても国債利子については他の公債・社債利子に比し税率を一段と軽減。なお昭和17年度以降税率の引上げが行われているが、相対的に国債利子に対する優遇は続いた。
- ④ 昭和16年3月「国民貯蓄組合法」により、同年6月20日以降国民貯蓄組合のあっせんによって国債を購入し郵便局に保管を委託し、または登録したものについては国債利子に対する分類所得税を免除（ただし額面3000円まで。その後この限度は昭和17年度に7000円、同19年度には1万円に引上げ）。
- ⑤ 昭和17年2月の「臨時租税措置法中改正」により、同年4月以降金融機関保有の登録国債利子に対する分類所得税率を他の公債・社債利子に比し軽減。また法人が留保所得をもって国債を買い入れた場合には法人税を軽減。さらに昭和19年度税制改正により金融機関保有の登録公社債利子については分類所得税を免除。

以上のほか、従来からの国債保有に対する特典として次のようなものがあった。

- ① 入札または契約の保証金、議員候補者の供託金、「貯蓄銀行法」による供託金につき、現金の代わりに国債証券を充てることができる。
 - ② 砂糖消費税・清涼飲料税・酒造税・物品税その他国税を延納する場合の担保とすることができる。
 - ③ 製塩売却代金・たばこ売却代金・林産物売却代金等を延納する場合の担保とすることができる。
- (15) この点は日本銀行調査局が昭和28年2月にまとめた調査「金輸出再禁止より終戦までの我国経済統制の推移」が、戦時経済統制が一応成功を収めた理由としてあげているものであるが、これらの事情は国債消化が比較的よく行われた背景ともいえる（この調査資料は前掲『日本金融史資料』昭和編第27巻、昭和45年、471～496ページに収録されている）。

(3) 戦時下の金融調節

戦時下における金融調節の意義

戦時下における経済統制の実施によって、市場経済のメカニズムは失われた。このことは安定化政策の中心的手段としての金融政策のオーソドックスな性格を変質させるものであった。市場経済を前提に、金利機能を通じて経済活動・通貨量を調整し、通貨価値の安定を図ることを最大の使命とする中央銀行の存在意義

第2章 戦時統制下の日本銀行

は、急速に薄らぐに至った。セントラル・バンキングはほとんど死滅したといってもよかろう。本行に求められたものは、本質的には戦時経済を維持するための通貨の供給、さらに具体的に言えば、軍事費を中心とする財政資金需要と軍需生産を円滑に行うための産業資金需要を低利で満たすことであった。しかし一方でそうした膨大な資金需要にこたえながら、他方で信用膨張を最小限にとどめることもまた重要な要請であった。そこで限られた資金を、戦時経済を維持するために必要不可欠な部門に供給し、他方その他の部門に対する資金供給をできるだけ抑えることが必要となり、その手段として後述のような厳しい金融統制が実施された。

もちろんこの間においてインフレーションの進行を阻止することはできなかった。通貨量は大幅に増大し、厳しい経済統制下にもかかわらず、物価の実勢は上昇を続けた（前掲表1-21、1-22）。このため兌換銀行券の保証発行限度（昭和15年度まで）ないし発行限度（昭和16年度）および銀行券の発行限度（昭和17年度以降）は、以下のようにしばしば大幅な改定を余儀なくされた。

昭和13年4月1日	保証発行限度	17億円
14年4月1日	”	22億円
16年4月1日	発行限度	47億円
17年4月1日	”	60億円

昭和17年（1942年）2月公布の新しい「日本銀行法」の下における銀行券の発行限度は同年4月1日に60億円と定められたが、そのまま戦後の昭和23年まで改定されなかった。しかしこれは改定の必要がなかったためではなく、後述のような事情から巨額の発行高が限外発行として放置されていたからにすぎない。

戦時下における大量の国債発行と膨大な物資消耗の中で、セントラル・バンキングの機能をほとんど失った本行が金融調節によって通貨・信用の膨張を防ぐことは至難のことであったが、さればとあって、ここで信用膨張を抑える努力を一切放棄すれば、いかに厳しい統制を実施したとしても、おそらく戦時経済は崩壊したであろう。そこになお本行の金融調節の役割が残されていたといえる。

本行の貸出政策(1)―貸出制度―

2・26 事件発生、日中戦争勃発という事態の急展開のなかで、本行は資金供給の手段として貸出政策を積極的に活用するようになり、そのための制度面の措置として、前述の①営業予算および貸出標準制度の廃止、②本行取引先および当座貸越限度額の拡張、のほか③手形割引最短日数の短縮などを実施した。また後述のように「日本銀行法」により、本行貸出についての考え方は商業金融中心主義から、積極的に産業金融にタッチする方向に変化した。以下戦時期において本行の貸出政策がどのように展開されたかをみてみよう。

本行は昭和12年7月の日中戦争勃発後、それまでの取引先厳選方針を変更したが、その後昭和16年6月にも改めて取引先を拡大する方針である旨の通ちょうを各地支店長に発した。その結果、昭和16年10月4日現在で、普通銀行208行のうち、本行手形割引取引先が135行(65%)、貯蓄銀行71行のうち本行手形割引取引先が51行(72%)となった(いずれも朝鮮・台湾所在分を除く)。特殊銀行では従来から本行手形割引取引先であった日本勸業銀行・日本興業銀行・北海道拓殖銀行・朝鮮銀行・横浜正金銀行・台湾銀行のほか、昭和16年7月10日付で新たに、朝鮮殖産銀行が本行手形割引取引先(保証品付手形割引)となり、また農工銀行についても愛知県農工銀行(昭和16年9月25日)を第1号として、その後手形割引取引先が増加した。さらに銀行以外では昭和12年6月1日付で産業組合中央金庫と、昭和17年3月20日付で国民更生金庫と、それぞれ保証品付手形割引取引(ただしいずれも国債を保証とするものに限る)を開始した。なお昭和16年8月には臨機の措置として、支店長裁量により道府県信用組合聯合会に対し国債を据置担保とする手形割引を実行できることになったが、これは緊急時における非常措置の一環としてとられたものであった。⁽¹⁾

次に戦時期の特殊な事情に対処するために、本行は以下のようにいろいろな信用供与方式を実施した。

イ、日本興業銀行売出手形(社債担保スタンプ手形)

「日本興業銀行売出手形」というのは別名、「社債担保スタンプ手形」とも呼ばれ、昭和13年10月14日に開始した本行の優遇金融制度で、その趣旨は生産力拡

充関係社債の発行を容易にしようとするものであった。その内容は次のとおりであった。⁽²⁾

- ① 日本興業銀行は、時局に緊要な事業を営む会社が生産力拡充のために発行した社債で、同行または同行を代表とするシンジケートが引き受けたもののうち、同行保有となったものを本行に担保として差し入れ、これに対し自己支払手形を振り出して、本行より売出承認の表示（スタンプ押なつ）を受け、これを他の銀行に売却する。
- ② 上記担保社債は発行後1年以内のものとする。
- ③ 売出承認手形（スタンプ手形）の期限は2か月以内とし、その発行残高は5000万円を限度とする。
- ④ 売出承認手形を買い入れた本行取引先銀行より依頼があった場合には、本行はその再割引に応じる。
- ⑤ 上記再割引に当たっては国債以外のものを保証とする手形割引最低歩合（日歩1銭1厘）を適用する。

本行は10月14日付をもって日本興業銀行とこの制度に関する約定を締結した。これに先立つ同月12日の新聞発表において、本行はこの制度は広く本行取引先銀行の生産力拡充関係社債引受けを対象とするものであるが、差し当たり日本興業銀行に対して実施するものであると表明した。⁽³⁾しかし実際には、日本興業銀行以外の銀行については対象とされなかった。また実際には日本興業銀行売出手形の本行への持込みも生じなかった。とはいえ、この制度がモーラル・サポート的な効果を通じて軍需産業の社債発行をやりやすくしたといふことはできよう。⁽⁴⁾

ロ、日本興業銀行引受軍需手形

昭和16年8月25日、日本興業銀行に対し、「国家総動員法」第11条⁽⁵⁾に基づく債務引受命令が発動され、翌26日から「軍需手形引受制度」が実施された。この制度は、軍から注文を受けた軍需会社（個人経営を含む）に、軍からの前払金または概算払の範囲内で、次のような為替手形を振り出させ、これに軍の支出官または出納官吏が特定のスタンプを押なつし、日本興業銀行がこれを引き受けるというものであった。

○ 軍需手形の形式

- ① 振出人……軍需会社（資力信用の確実なものに限る）
- ② 受取人……振出人またはその支払先
- ③ 支払人……日本興業銀行
- ④ 満期日……振出の日から1年以内とし、かつ納入代金の約定支払日（納期遅延を予期する場合には完納予定日）以後の日付

日本興業銀行による手形引受けは9月15日から行われたが、これにより軍需会社は取引銀行から割引（日歩1銭1厘——申合わせ金利）を受けることができるようになり、さらに日本興業銀行は割引銀行からの買入れ（日歩1銭1厘）の求めに応じることになった。また本行はこの軍需手形引受制度発足に伴い、取引先からの軍需手形再割引依頼に応じることにし、その扱いについては、期間の長短に応じ「商業手形割引」または「国債を保証とする手形割引」に準じて行うこと⁽⁶⁾にした。

当時産業金融に引締まり感があった反面、短期金融市場は緩和し、とくに地方銀行はかなりの余裕資金を抱えているという状況であったことから、この制度は短期の余裕資金を軍需産業の運転資金として活用することをねらったものであった。ただ当初、日本興業銀行の引受手数料が日歩5毛と比較的高かったこともあって、その利用は低調であった。しかし昭和16年12月8日、引受手数料が手形金額の1万分の1に改定されてか

らは、利用度が上昇し、結局昭和20年度上期末までにおける同行の引受高累計は19.8億円に達した⁽⁷⁾（表2-11）。他方この手形の保有は日本興業銀行を含む大銀行に集中し、市中銀行間における転売はまれであった。その意味では地方銀行の余裕資金を軍需産業に向けようとした、こ

表 2-11 日本興業銀行の軍需手形引受状況

(単位：百万円)

昭和・年/月	期中引受高	引受高累計	期末残高
16/ 7~16/12	400	400	327
17/ 1~17/ 6	313	713	335
17/ 7~17/12	263	976	322
18/ 1~18/ 6	73	1,049	156
18/ 7~18/ 9	65	1,115	117
18/10~19/ 3	288	1,403	236
19/ 4~19/ 9	164	1,567	242
19/10~20/ 3	271	1,839	310
20/ 4~20/ 9	140	1,978	340

(出所) 日本興業銀行臨時史料室『日本興業銀行五十年史』同行、昭和32年、602ページ。

第2章 戦時統制下の日本銀行

の制度の意図は必ずしも達せられなかったことになる。また本行との関係では、この手形の再割引は生ぜず、ただ日本興業銀行の担保繰りの関係から、この手形を本行貸出の担保として徴求した事例があるにとどまった。⁽⁸⁾

ハ、日本興業銀行振出地方銀行あて手形（時局金融手形）

前述のような大都市における金融の引締まりの反面、地方金融の緩和が目立つようになったのは昭和15年春ごろからのことであるが、このような事態を打開するため、同年8月から地方銀行による興業債券の特別引受制度が開始された。続いて翌16年10月から手形貸付による地方銀行の日本興業銀行に対する資金融通が行われるようになった。これは日本興業銀行が、昭和16年10月から翌17年5月までの8か月間に総額1億円を限度として全国地方銀行協会加盟銀行にあて約束手形（いわゆる時局金融手形）を振り出すことによって資金調達を図ろうとするもので、大蔵省および本行のあっせんによって実現したものであった。その後昭和16年11月に日本興業銀行から本行に対し、将来地方銀行がこの約束手形を見返りとして融通を依頼した場合にはそれに応じてほしいという要望があり、これに対し本行は「国債以外のものを保証とする手形割引歩合」でこれに応じることにし、またこの取扱いを手形割引取引先以外の銀行にも適用できることにした。⁽⁹⁾さらにこの日本興業銀行と地方銀行との契約は、前述のように昭和17年5月をもって期限満了となったが、その後も引き続き金額を変更して同様な契約が締結されただけでなく、昭和18年4月からは手形買取り側に地方銀行のほか貯蓄銀行も加わった。しかしこの制度に基づく本行貸出は、当時地方銀行、貯蓄銀行の資金繰りになお余裕があったため、結局実行されなかった。⁽¹⁰⁾

ニ、政府保証軍需手形

昭和17年7月、「政府保証軍需手形制度」（いわゆる「軍保証軍需手形制度」）が創設された。これは本行本支店（代理店を含む）を直接支払場所とする軍需会社振出為替手形に対し陸・海軍（支出官・出納官吏）が支払保証をし、これを割り引いた銀行・信用組合・産業組合中央金庫・商工組合中央金庫は、本行に対し、その手形の再割引、買入れまたはこれを担保とする手形貸付を求めることができるというもので、前述の日本興業銀行引受軍需手形を順次これに切り替えて

いこうという構想であった。本行は同年11月「政府保証軍需手形取扱要項」を制定し、この軍需手形のうち支払期限が3か月以内のものは商業手形に準じて再割引し、またはこれを担保とする手形貸付を行うことにし、支払期限が3か月を超えるものについては、これを担保とする手形貸付を行うことにした。なおこの場合、手形貸付についても「国債を担保とする貸付の最低歩合」（「商業手形割引歩合」と同率の日歩9厘）を適用して、これを優遇することにした。この措置によって本行は軍需手形の資金化に無制限に依ぜざるをえないことになったが、当時、関係者が旧制度（日本興業銀行引受軍需手形制度）に慣熟していたためか、この制度はほとんど利用されなかった。⁽¹¹⁾

ホ、軍需会社支払手形

昭和19年1月、軍需生産金融に全力を集中するため、「軍需融資指定金融機関制度」が実施された。後述のようにこの制度は各指定軍需会社に対し、融資金融機関を指定し、それぞれの軍需会社の所要資金供給について指定金融機関に全責任を負わせようとするものであった。他方、本行はこの指定金融機関に対し、必要な援助を与えることになった。当時、本行は前述の軍需手形制度によらない一般の軍需会社支払手形を担保とする手形貸付については特別融通として役員承認を要することになっていたが、この軍需融資指定金融機関制度の発足に伴い、同年4月、これを正規担保として扱うことにした。⁽¹²⁾

ヘ、証券業者に対する資金融通措置

以上のほか本行は、証券業者に対する資金融通措置を実施した。本行は昭和15年に、証券引受業者が国債の売却促進および国債価格維持の見地から国債の買取りを行い、その結果手元資金が逼迫した場合には、適宜資金融通の便宜を与えることにした⁽¹³⁾が、その後昭和17年4月に証券引受業者は国債価格維持のため国債売買に関する嚴重な協定を締結し、無理な国債売却を行わないことにしたため、業者の手持国債が漸増して資金繰りを圧迫するとともに、市中からの買入れも消極的となり、このことがまた国債価格を軟化させる原因となった。こうした実情から本行は本店・大阪支店において資金繰りが困難となった証券引受業者（取引先外を含む）に対して手持国債を担保とする手形貸付を実行することにし、同年6

月から実施した。⁽¹⁴⁾

ト、銀行引受手形、為替銀行売出手形、指定倉庫制度の廃止

以上のように本行は戦時下の特殊な必要にこたえるため、多くの貸出制度を設けたが、反面この間廃止された制度もあった。その一つは銀行引受手形の割引であり、他の一つは為替銀行売出手形の割引であった。これら二つの手形割引制度はいずれも大正8年（1919年）に創設されたものであったが、昭和期に入るとこれらの制度はほとんど利用されなくなり、事実上中絶の形となっていた。このような実情から、本行は昭和16年10月、両制度に関する規程をすべて廃止した。⁽¹⁵⁾また明治40年（1907年）以来続いていた指定倉庫制度も廃止された。この制度は本行が信用確実と認める倉庫会社の倉庫のうち、設備の良好なものを指定倉庫とし、これに保管中の商品を対象とする倉荷証券を正規担保として取り扱うものであったが、経済統制の進展によって、商品の自由処分が著しく制限されるようになったため、一般金融機関では商品担保貸出が激減するに至った。このような情勢から本行においても商品担保の貸付を行うのは、特別の例外的なケース以外にはまずないものと考えられるようになり、指定倉庫制度を維持する必要もなくなったと判断されたのである。⁽¹⁶⁾

本行の貸出政策(2)—金利面の措置—

イ、公定歩合とその特例

日中戦争勃発直後、本行は国債消化促進の見地から2度にわたり、公定歩合の一部引下げを実施したことは、すでに述べたが、昭和13年以降、戦時下の情勢に対処するため、公定歩合のうち「国債以外のものを抵当とする貸付利子および国債以外のものを保証とする手形割引歩合」（日歩最低1銭1厘、最高1銭4厘）⁽¹⁷⁾について以下のような特例を設けた。

○ 昭和13年3月12日実施

- ① 「臨時資金調整法」により政府の保証した興業債券を抵当とする貸付利子およびこれを保証とする手形割引歩合……日歩最低9厘5毛、最高1銭2厘5毛

② 本邦内で募集された「満洲国」国債を保証とする手形割引歩合……日歩最低1銭、最高1銭3厘

○ 昭和13年12月15日実施

① 政府保証社債（「臨時資金調整法」により政府の保証した興業債券を除く）を抵当とする貸付利子およびこれを保証とする手形割引歩合……日歩最低1銭、最高1銭3厘

② 本邦内で募集された「満洲国」政府保証の同国会社社債を保証とする手形割引歩合については、前項に準じて取り扱うことができる。

○ 昭和16年6月2日実施

非会社特殊法人（商工組合中央金庫・庶民金庫・住宅営団・農地開発営団等）が発行した政府保証債券を抵当とする貸付利子およびこれを保証とする手形割引歩合……政府保証社債（「臨時資金調整法」により政府の保証した興業債券を除く）を抵当とする貸付利子およびこれを保証とする手形割引歩合に準じて取り扱う。

さらに本行は昭和16年7月19日に以上のような特例利子を含め、次のように公定歩合の一部引下げを決定し、21日より実施した。⁽¹⁸⁾

(一) 国債以外のものを抵当とする貸付利子及国債以外のものを保証とする手形割引歩合中

一、政府保証社債又は特殊法人にして会社に非ざるものの発行したる政府保証債券を抵当とする貸付利子及之を保証とする手形割引歩合	日歩	<table border="0"> <tr> <td>最低</td> <td>九厘五毛</td> </tr> <tr> <td>最高</td> <td>壹銭貳厘五毛</td> </tr> </table>	最低	九厘五毛	最高	壹銭貳厘五毛
最低	九厘五毛					
最高	壹銭貳厘五毛					
一、本邦内に於て募集したる満洲国国債又は満洲国政府保証社債を保証とする手形割引歩合	日歩	<table border="0"> <tr> <td>最低</td> <td>九厘五毛</td> </tr> <tr> <td>最高</td> <td>壹銭貳厘五毛</td> </tr> </table>	最低	九厘五毛	最高	壹銭貳厘五毛
最低	九厘五毛					
最高	壹銭貳厘五毛					
一、社債、特殊法人にして会社に非ざるものの発行したる債券（孰れも政府保証のものを除く）又は地方債を保証とする手形割引歩合	日歩	<table border="0"> <tr> <td>最低</td> <td>壹銭</td> </tr> <tr> <td>最高</td> <td>壹銭參厘</td> </tr> </table>	最低	壹銭	最高	壹銭參厘
最低	壹銭					
最高	壹銭參厘					

(二) 当座貸越及コルレスポデンス貸越利子

日歩 壹銭

上記の金利は前二者については日歩5毛、後二者については日歩1厘引き下げ

第2章 戦時統制下の日本銀行

たものであった。この公定歩合の一部引下げについて、本行は「日本銀行は現下の諸情勢に鑑み生産力拡充其他国策遂行に必要な資金の調達を一層順便ならしめむが為め公定歩合中左記の通り変更し七月二十一日より実施することとせり」という簡単な説明文を付してこれを発表した（ただし最高金利は発表せず⁽¹⁹⁾）。

続いて翌17年5月1日の本行改組に伴い、当時の公定歩合および特例措置が統合され、以下のような新しい本行の基準金利が同日付で定められた。ただしこれは金利水準の変更を全く含まないものであった。⁽²⁰⁾

一、商業手形割引歩合	日歩 九厘
二、国債を担保とする貸付利子歩合	日歩 九厘以上
三、政府保証社債、特殊法人にして会社に非ざるものの発行したる政府保証債券又は本邦内に於て募集したる満洲国国債若しくは満洲国政府保証社債を担保とする貸付利子歩合	日歩 九厘五毛以上
四、社債、特殊法人にして会社に非ざるものの発行したる債券（孰れも政府保証のものを除く）、地方債又は本邦内に於て募集したる満洲国社債（政府保証のものを除く）を担保とする貸付利子歩合	日歩 壹錢以上
五、その他のものを担保とする貸付利子歩合	日歩 壹錢壹厘以上
六、当座貸越利子歩合	日歩 壹錢

昭和19年に入ると戦局は一段と緊迫し、軍需生産関係資金優遇に対する要請がいっそう強まった。この要請に対処するため、本行は同年4月1日、公定歩合体系を次のように変更し、これを4月4日から実施することにした。⁽²¹⁾

一、政府保証又は日本興業銀行引受軍需手形及商業手形割引歩合竝に右軍需手形を担保とする貸付利子歩合	日歩 九厘
二、国債を担保とする貸付利子歩合	日歩 九厘以上
三、政府保証社債、政府保証金庫債券若しくは営団債券、満洲国邦貨国債、満洲国政府保証邦貨社債又は軍需会社支払手形を担保とする貸付利子歩合	日歩 九厘五毛以上
四、その他のものを担保とする貸付利子歩合	日歩 一錢以上
五、当座貸越利子歩合	日歩 一錢

2. 国債の大量発行と金融調節

この改正は従来から実施されていた政府保証軍需手形および日本興業銀行引受軍需手形に対する商業手形割引歩合の適用を明示するとともに、これら軍需手形に含まれない一般の軍需会社支払手形を新しく正規担保として認め、これを政府保証社債並みに扱うことにしたものであった。

ロ、貸付利率調整制度

前述のように、戦前の本行高率適用制度（高低利率適用制度）は、日中戦争勃発直前の昭和12年5月7日をもって廃止された。もっとも各店の実情に応じて営業局長・支店長の裁量により高率を適用する道は残されていたが、実際にそうした措置がとられたことはなかった。

ところが昭和19年1月に実施された軍需融資指定金融機関制度は軍需会社の安易な資金調達を促進させることになったが、その結果軍需融資指定金融機関である市中大銀行の貸出の急増を招き、その資金不足を拡大させ、これに伴いこれら大銀行の本行貸出への依存が急速

表 2-12 6大銀行に対する日本銀行貸出残高の推移
(単位：百万円)

昭 和	18 年 12月末	19 年 3月20日	19 年 9月末	20 年 2月末
帝 国 銀 行	775	995	1,130	2,261
三 菱 銀 行	200	200	590	1,500
安 田 銀 行	170	164	388	671
三 和 銀 行	187	185	480	870
住 友 銀 行	308	448	350	973
日本興業銀行	485	532	611	757
計	2,125	2,524	3,549	7,031
日本銀行貸出 の 総 額	3,642	3,833	5,509	11,061

(出所) 日本銀行保有資料。

に高まることが懸念された（その後の現実はまさにそのように推移した——表2-12）。それは戦時インフレーションの悪性化を意味するものであったから、本行がなんとかしてそうした事態を避けたいと考えたのは当然であり、そのためには、これら大銀行が正常な資金吸収に努め、本行からの借入れ

に対する依存をできるだけ避けるようにすることが必要だと考えた。このような観点から本行は昭和19年3月「貸付利率調整手続」および「調整率適用標準定メ方」を制定して高率適用制度を復活し、同年4月から実施することにした。その概要は以下のとおりである。⁽²²⁾

- (イ) 取引先に対する手形貸付残高（性質上、調整率を適用しない特別の貸付を除く）が、一定の標準額に達するまでは基準貸付利子歩合の最低限を適用する。

第2章 戦時統制下の日本銀行

- (ロ) 手形貸付残高が前記標準額を超え、その2倍に達するまではこの超過額に対して日歩1厘高を適用する。
- (カ) 手形貸付残高が前記標準額の2倍を超えるときは、その超過額に対し日歩2厘高を適用する。
- (ク) 前記標準額は主として取引先の毎営業年度中の預金残高を基準とし、国債買入れ、軍需融資、本行借入金等の諸事情を勘案して定める（ただし日本興業銀行については特別の方法により算定する）。

このいわゆる貸付利率調整制度は当初、5大銀行および日本興業銀行、第三銀行の7行に適用された。この中に第三銀行が含まれているのは、当時、同行が本行から継続的に貸付を受けており、しかも安田銀行の子銀行として同行とは資金的にも密接な関係があるという事情によるものであった。⁽²³⁾ これら調整率適用先に対する貸付標準額の決定は4月4日付をもって行われたが、その各行別の額は次のとおりであった。

帝国銀行 ⁽²⁴⁾	3億4000万円
三菱銀行	3億3000万円
安田銀行	3億円
三和銀行	2億7000万円
住友銀行	2億7000万円
第三銀行	200万円
日本興業銀行	3億3000万円

なお、この標準額の算出に当たっては、まず各行の昭和18年末の計数を用いて、次の算式によって基礎額を算定し、この額の1000万円以下を四捨五入した⁽²⁵⁾（第三銀行を除く）。

$$\begin{aligned} \text{貸付標準基礎額} &= \text{預金残高} \times 5\% \\ &+ (\text{利附国債保有高} + \text{軍需貸出残高} - \text{本行からの借入金残高}) \times 3\% \\ * & \text{日本興業銀行については} (\text{預金残高} + \text{債券発行高} + \text{本行以外からの借入金残高}) \text{とする。} \end{aligned}$$

以上のような方式によって本行貸出に高率を課した場合の各行収益に与える影

2. 国債の大量発行と金融調節

響について、当時本行が試算（本行貸出は3月20日現在の残高として試算）したところによると、日本興業銀行の収益減が最大（733万円）で、しかも2位の帝国銀行（493万円）よりかなり高水準であった。日本興業銀行の標準額算定に当たっては、同行の特殊性にかんがみ、前述のように特別な配慮を加えていたが、当時「国家総動員法」第11条による、いわゆる命令融資や軍需融資指定金融機関制度による融資によって同行の融資は急増し、それに伴って同行の借入金も著増していたので、これらの事情を考慮し、本行は日本興業銀行に対しては、新しく債券発行高に本行以外からの借入金残高を加えたものの10%という算式によって標準額を算出することにし、5月1日に同行の標準額を3億3000万円から5億円に増額した⁽²⁶⁾。その後各行の預金・貸出計数の増加に応じてそれぞれ標準額が改定され、また昭和20年3月には調整率適用先に横浜正金銀行が加えられた⁽²⁷⁾。なお調整率適用の実情を昭和20年2月末現在でみると、日本興業銀行および安田銀行については1厘高のみ、他の銀行は2厘高がかなりの規模で適用されていた（表2-13）。

表 2-13 調整率適用状況（昭和20年2月末現在）

（単位：百万円）

調整率適用先	手形貸付残高			うち	
	一般貸付	特殊貸付	計	1厘高適用	2厘高適用
帝国銀行	2,251	10	2,261	460	1,331
三菱銀行	1,500	—	1,500	420	660
安田銀行	671	—	671	251	—
三和銀行	870	—	870	360	150
住友銀行	973	—	973	360	253
日本興業銀行	693	63	757	98	—
計	6,958	73	7,031	1,949	2,394

（注）手形割引および当座貸越はいずれも残高なし。

（出所）日本銀行保有資料。

国債等の売買操作

イ、長期国債の買入れ

財政資金の巨額の対民間散布超過によって生じた過剰資金を吸収するため、本

行は引受国債の対市中売却に多大の努力を重ね、これが戦時期における本行の国債売買操作の中心をなしたことはいうまでもないが、同時に本行は金融調節の観点から国債の買入れ操作も実施した。既述のように本行は昭和10年10月、市中銀行の資金繰りを助ける手段として売戻条件付国債買入れを制度化し、また昭和12年8月から、無条件国債買入れも並行的に行うことにしていたが、このうち前者の売戻条件付買入れについては、昭和17年7月、当時の市中銀行の国債保有額が著増したことに対処して各行別買入限度の最高額を2000万円から5000万円に引き上げた。もっともこの制度の利用状況は実際には年末に数行、それ以外は1行あるか否かという程度であった（表2-14）。しかも昭和18年3月以降、この制度は全く利用されなくなった。これは市中銀行の資金不足が恒常化し、本行の売戻しに応じることができなくなったため、以後市中銀行の本行依存は専ら貸出によることになった。こうしてこの売戻条件付国債買入制度は、昭和20年2月21日を

表 2-14 売戻条件付国債買入実績

(単位：千円)

昭 和	買入先銀行数	金 額	昭 和	買入先銀行数	金 額
10年12月	3	3,530	12年8月	1	2,000
11年2月	1	28,500	10月	1	5,000
6月	1	110	11月	1	3,000
8月	1	570	12月	2	3,250
9月	1	2,000	12年計		66,530
10月	1	6,500	13年7月	1	18,000
11月	1	17,000	8月	1	7,000
12月	6	56,280	12月	2	6,450
11年計		110,960	13年計		31,450
12年3月	1	11,000	14年1月	1	5,000
4月	1	6,000	6月	1	20,000
5月	1	7,000	7月	1	7,000
6月	3	20,280	11月	1	5,000
7月	1	9,000	12月	4	26,590
			14年計		63,590

(注) 本表のほか、本行が特別の資金援助を与えていた川崎第百銀行（昭和11年11月11日以降、第百銀行）に対しては期末に多額の本行貸出残高を計上するのを避けるため、特別に売戻条件付国債買入れを行っていた（昭和5年6月末～同13年6月末）。

(出所) 日本銀行保有資料。

⁽²⁸⁾
もって廃止された。

他方、昭和12年8月から始められた無条件国債買入れについては、開始当初の昭和12年下期中は金融機関からの国債売却希望が比較的多く、本行の買入れ総額（9400万円）は同期間中に本行が市中銀行に売却した額にほぼ匹敵するものであった。しかし翌13年に入ってから以降は本行の国債買入れは減少し、とくに市中銀行の国債買入額との対比で

表 2-15 日本銀行の対銀行長期国債売買実績

(単位：百万円)

昭和 年/期	買 入 額			対銀行 売却額 (B)	A/B (%)
	普通銀行	特殊銀行	計 (A)		
12/下	94	—	94	97	97.3
13/上	11	—	11	906	1.2
下	—	—	—	882	0
14/上	10	40	50	1,092	4.6
下	—	45	45	800	5.6
15/上	—	—	—	919	0
下	2	—	2	819	0.2
16/上	—	79	79	1,738	4.5
下	12	—	12	1,573	0.8
17/上	38	54	92	2,818	3.3
下	30	15	45	2,811	1.6

(注) 貯蓄銀行からの買入れ実績なし。

なお信託会社からの買入額は下記のとおり。

12年下期 1000万円

16年上期 700万円

" 下期 500万円

(出所) 前掲『金融資料要録』。

みれば、その比率は極めて小さいものとなった(表2-15)。本行はこの国債の無条件買入制度の運用に際し、その実際の取扱いふりはやや臨時的という色彩が強く、取引先の資金繰りについては本行貸出および売戻条件付国債買入れによってこれに対処するのを原則としていた。前記の

ように昭和13年以降本行の国債買入れが比較的少額にとどまったのは、この点が大きく響いていたが、この間市中金融機関の国債保有残高の急増に伴い、本行取引先の銀行や信託会社の中には資金繰りの必要上保有国債を処分しようとするものがみられるようになった。そこで本行は昭和15年4月に、こうした取引先から国債(三分半利国庫債券および支那事変国庫債券)を買い入れることにし、⁽²⁹⁾国債の無条件買入れもまた、取引先の資金繰り調節の手段として活用できるように改めた。さらにこの措置は、取引先の国債保有意欲を高めるとともに、国債の市価安定に資することをねらったものであった。⁽³⁰⁾

ただこの取扱いを甘くすれば、それは本行信用の過度の膨張につながる危険性が大きいので、この制度の運用を緩にすぎないよう制限的に実行することが必要

であった。昭和15年4月11日付の支店長あて営業局長通ちょうによれば、この点について次のような目安で買入れを実行することにしている⁽³¹⁾。

① 取引先銀行・信託会社で、国債消化の実績を挙げ、しかも下記いずれかの場合に該当し、預金の増加が予期に反して不振であるか、または必要やむをえない貸出等のため国債保有が困難となっている場合であること。

① 国債保有高が預金残高に対し、相当高い場合（例えば同タイプの銀行の平均以上）

② 最近の国債保有増加額が預金増加額に対し相当高い場合（同上）

③ 支払準備を相当切り詰めて国債を保有している場合等

② 次のような事情によって国債保有が困難になっている場合には買入れを行わないこと。

① 株式投資、単名手形買入れ等によって国債保有が困難となっている場合

② コールの取入れによって国債を保有しているような形跡がある場合

③ その他放漫な資金操作をしていると認められる場合

ロ、政府短期証券の売買

戦時期に発行されていた政府短期証券は米穀証券と蚕糸証券の2種であった。前者の米穀証券は昭和17年2月に「米穀需給調節特別会計法」が改正され、「食糧管理特別会計法」と改題された際に食糧証券と改称された。後者の蚕糸証券は昭和12年3月の「糸価安定施設特別会計法」（法律第17号）により発行されたもので、食糧証券と同様、生糸買入代価として発行される交付証券と、それを借り換えるために発行される借換証券とに分かれていた。なお昭和16年5月、「蚕糸業統制法」（昭和16年3月、法律第67号）による日本蚕糸統制株式会社が設立され、同社が蚕糸業の統制を行うことになると、政府が直接、糸価安定工作を講ずる必要がなくなったので、昭和17年度以降、交付蚕糸証券の発行は行われなくなった⁽³²⁾。

交付米穀（食糧）証券および交付蚕糸証券についてはそれぞれの特別会計法に基づき、本行は証券所持人からの申出により、政府の定める割引歩合をもって、その証券を買い入れることになっていた。この場合の割引歩合は実際には本行国

債担保貸付利子歩合（最低）によ
っていた。その買入れ状況を米穀
（食糧）証券についてみると、昭
和15年以降、その買入額はかなり
大きくなった。これは同年11月1
日から米穀の国家管理が実施さ
れ、交付米穀証券の発行が大幅に
増加したことにもよるが、同時に
発行額に対する買入額の比率が相
当高くなっていることからみて、
金融情勢の変化も反映していると
考えられる（表2-16）。

次に借換短期証券は昭和12年度
分の一部が預金部引受けによって
発行されたほかは、全額本行引受

けで発行されていたから、同証券の売買については当然売却操作が中心になっ
たが、買入れもある程度行った。しかし昭和18年以降、こうした政府短期証券の対
市中売買は急減した（表2-17）。

ハ、手形の売戻条件付買入れ

太平洋戦争勃発後国債発行額は一段と増加し、昭和17年度の国債消化目標額は
前年度当初目標額（75億円、改定110億円）の2倍強に当たる170億円と決定さ
れた。⁽³³⁾この消化に当たって普通銀行統制会会員銀行（大銀行13行）の負担がとく
に大きかったが、これらの会員銀行は、旺盛な軍需産業の資金需要にもこたえな
ければならないという事情もあったから、年末の資金繰りがかなり窮迫するだろ
うと予想された。本行はこれら会員銀行に貸付を行うことによって、そうした事
態に対処することにしたが、そのほか年末限りの特別措置として、次のような売
戻条件付の手形買入れを行うこととした。⁽³⁴⁾

① 買入先……普通銀行統制会会員銀行

表2-16 交付短期証券買入れ状況

(単位：千円)

昭和	発行額 (A)	買入額 (B)	B/A (%)
米穀（食糧）証券			
12年	24,151	5,177	21.4
13年	91,975	743	0.8
14年	106,888	350	0.3
15年	1,079,741	551,813	51.1
16年	1,499,129	329,615	22.0
17年	1,831,363	533,154	29.1
18年	2,558,118	1,021,755	39.9
19年	3,247,648	1,231,102	37.9
20年(1月～8月)	1,774,489	347,877	19.6
蚕糸証券			
13年	7,027	—	—
15年	68,464	31,420	45.9
16年	96,902	—	39.2
17年	—	38,000	

(注) 昭和17年の蚕糸証券買入分は16年発行にかかるもの。

(出所) 発行額：前掲「戦時中金融統計要覧」。

買入額：日本銀行保有資料。

表 2-17 借換短期証券の対市中売買と保有分布

(単位：百万円)

昭和 年/期	対市中売買		期 末 発行残高	期 末 分 布 状 況		
	売 却	買 入		日本銀行	預金部 簡易保険	市 中
12/上	419	5	438	338	70	30
下	224	16	398	308	68	23
13/上	968	10	437	108	70	259
下	921	25	372	247	0	125
14/上	1,336	14	486	258	0	228
下	909	0	339	265	0	74
15/上	744	10	339	301	0	38
下	208	0	0	0	0	0
16/上	1,160	0	478	241	0	238
下	1,004	30	490	430	0	60
17/上	1,705	673	886	821	0	65
下	666	204	709	505	0	204
18/上	299	10	1,326	896	430	0
下	0	0	871	871	0	0
19/上	0	0	1,530	1,120	410	0
下	300	0	980	710	170	100

(出所) 前掲『金融資料要録』。

② 買入手形の種類……下記手形のうち3か月以内に支払期日の到来するもの

- ① 商業手形
- ② 軍需手形
- ③ シンジケート団社債前貸に基づく手形
- ④ シンジケート団共同貸付に基づく手形
- ⑤ その他時局に緊要な貸付に基づく手形

③ 買 入 日……昭和17年12月31日

④ 売戻期日……昭和18年1月4日

この手形買入れの取扱店は、本店（営業局）のほか、大阪・名古屋・神戸の各支店であったので、昭和17年12月22日付で営業局長から大阪・名古屋・神戸各支店長あてにこの件に関する通知が出されているが、そのなかで「会員銀行の余力を極力国債消化に振向けしめ且つ本行より貸付を実行致し、国債買入資金に充当せしむるも猶国債買入目標額に達せざるときは⁽³⁵⁾」と、この措置が国債消化のため

のものであることを明確に述べている。なおこの措置によって12月31日に実行した手形買入れは3億4165万円、うち本店では次の6件、合計2億3463万円であった。⁽³⁶⁾

第一銀行	1億 937万円
三井銀行	667万円
第百銀行	5573万円
十五銀行	285万円
三和銀行（東京支店）	5000万円
東海銀行 ⁽³⁷⁾ （東京支店）	1002万円

ところでこの措置が国債消化のための本行信用の供与であったとしても、なぜ貸出という形式を避けて、手形買入れという方式をとったのであろうか。この手形買入れは昭和18年1月4日に売り戻すという条件がついていたから、実態は12月31日から翌年1月4日までの短期の貸出であったし、その間の金利も公定歩合（商業手形割引歩合）と同じ日歩9厘になるよう、手形の売買価格が決められていた。しかも本行の整理科目は「手形貸付」の中の「特殊貸付」とすることになっていた。このような取扱いをみても、当時、本行自身この実態を貸出と観念していたといつてよからう。また当時本行は資金の円滑な供給という観点から、貸出の実行についてはかなり積極的であったから、その点から考えても昭和17年の年末に貸出を避ける理由は見当たらない。

それにもかかわらず、あえて本行が前述のような特殊な措置をとったのは、国債消化のために本行信用が供与されたことを明示するのを避けたためと考えられる。事実本行はこの措置について外部に対してなんら発表しなかったのみならず、前述のようにこの信用供与を計理上「手形貸付」として扱いながら、外部に発表する「営業毎週報告」（昭和18年1月2日現在）、「第二回事業年度（昭和17年7月1日～12月31日）事業概況」においては、この買入手形の金額を「雑勘定」に合算した。⁽³⁸⁾そのため昭和17年12月31日の本行貸出残高は公表ベースと実際の計数との間で食い違いを生じている。

以上と同様の措置は昭和18年6月30日にも実施された（7月5日売戻し）。そ

の買入れは普通銀行統制会会員銀行⁽³⁹⁾（10行）のうち7行から行われ、その金額合計は4億9665万円であった。⁽⁴⁰⁾当時わが国は戦局の面でも、経済運営の面でもしだいに難しい状況になりつつあったが、そうした当時の環境が、以上のようなやや神経質ともみえる措置をとらせたものといえよう。

特殊預り金による金融調節

昭和16年4月に入ると、財政資金の対民間散布が急増し（4月の財政資金対民間散布超過額12.2億円、前年同月、同じく4.9億円）、5月も同様の傾向が続いた

表 2-18 財政資金の対民間収支

（単位：百万円）

	昭和15年	昭和16年	昭和17年
1月	239	8	168
2月	149	△ 95	521
3月	326	67	322
4月	486	1,223	1,629
5月	447	1,031	906
6月	557	945	1,511
上期計	2,203	3,178	5,057
7月	156	679	297
8月	303	829	233
9月	113	440	781
10月	345	250	346
11月	391	288	385
12月	1,175	2,147	2,668
下期計	2,482	4,634	4,709
年間計	4,685	7,812	9,766

（注）△は揚超を、無印は散超を示す。

（出所）前掲『金融資料要録』。

た（表2-18）。このため金融市場は著しい緩和を示したが、そうした状態を放置することは好ましくないので、昭和16年5月に本行は横浜正金銀行および日本興業銀行と特約を結び、両行を通じてコール資金を本行に吸収することにした。すなわち、本行は横浜正金銀行および日本興業銀行にコール・マネーを取り入れさせ、両行はこれを本行に預入し、本行は両行がそのコール・マネーを返済する場合に、両行に預り金の払い戻しを行うというものであった。この場合、両行が取り入れたコール・マネーに対する支払利息については本行から両行に支払うほか、本行は毎日のマネー残高に対

し、次のような手数料を支払うことにした。

残高1億円まで……100円につき0.25厘

残高1億円を超える額……100円につき0.125厘

さらに横浜正金銀行および日本興業銀行の資金繰りに余裕を生じ、そのため両行がコール・マネーの返済またはコール・ローンの放出を行うことが、短資市場調節のうえから好ましくないと判断される場合にも、同じように本行に預入させ

ることができることにした。ただしこの場合、本行が負担する金利については翌日物コール・レート⁽⁴¹⁾を参酌して定めるとともに、手数料は交付しない扱いとした。

以上のような操作がどの程度の規模で、いつまで続けられたか、具体的なことは明らかでないが、昭和16年10月の部局長支店長会議の席上、結城総裁が「コール市場の如き、上半季は一時著しい緩慢振りを示して日本銀行に於て特別の措置を講ずる必要もあつたが、七月下旬以降は情勢が変り、統制コールの取入は格別其の必要を認めない状態である⁽⁴²⁾」と述べているところからみると、この操作はごく一時的に実施されたものと思われる。

- (1) 日本銀行保有資料。
- (2) 同上。
- (3) 昭和13年10月13日付『中外商業新報』。
- (4) 日本興業銀行臨時史料室『日本興業銀行五十年史』同行、昭和32年、396～397ページ。
- (5) 本章3.(1)参照。ただし、債務引受命令は昭和16年3月3日公布法律第19号「国家総動員法中改正法律」による「第十一条中「資金ノ運用」ヲ「資金ノ運用、債務ノ引受若ハ債務ノ保証」ニ改ム」に基づいて行われた。
- (6) 前掲『日本興業銀行五十年史』468～469ページおよび日本銀行保有資料。
- (7) 上掲『日本興業銀行五十年史』469ページ、602ページ。
- (8) 日本銀行保有資料。
- (9) 日本銀行保有資料。
- (10) 日本銀行保有資料。
- (11) 同上。
- (12) 同上。
- (13) 日本銀行保有資料。
- (14) 日本銀行保有資料。
- (15) 日本銀行保有資料。
- (16) 日本銀行保有資料。
- (17) 日本銀行保有資料。
- (18) 日本銀行保有資料『本行利子』昭和5年～16年。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (19) 同上。
- (20) 日本銀行保有資料。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (21) 同上。

第2章 戦時統制下の日本銀行

- (22) 同上。
- (23) 日本銀行保有資料『部局長支店長会議関係書類』昭和19年4月。なお第三銀行は昭和19年8月、安田銀行に営業譲渡し吸収された。
- (24) 昭和18年3月、三井銀行と第一銀行の合併により設立。
- (25) 日本銀行保有資料。
- (26) 同上。
- (27) 同上。
- (28) 同上。
- (29) 日本銀行保有資料。
- (30) この点について結城総裁は昭和15年4月の部局長支店長会議の席上、次のように述べている（日本銀行保有資料『昭和十五年四月部局長支店長会議関係書類』）。
- 国債の消化を強調すると共に、銀行其他の投資勘定中、国債保有高の割合が多くなることを考慮し、必要の場合の金繰の便宜は勿論、国債の市価の安定の為にも金融機関に安心を与へる必要がある。本行の国債買入操作も弊害の起らぬ程度に実行致し度い。此点十分考へて欲しい。
- (31) 日本銀行保有資料。
- (32) 同上。
- (33) 日本銀行調査局「戦時金融統制の展開」（前掲『日本金融史資料』昭和編第27巻所収）403ページ。
- (34) 日本銀行保有資料。
- (35) 同上。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (36) 日本銀行保有資料。
- (37) 昭和16年6月、愛知・名古屋・伊藤の3行が合同して新立。
- (38) 日本銀行保有資料。ただし戦時中に作成されていた前掲『金融資料要録』は実際の計数を載せている。
- (39) 昭和18年3月～4月の銀行の合併により、同年7月末の普通銀行統制会会員は、帝国・三菱・安田・三和・住友・野村・東海・神戸・十五・昭和の10行となっていた。
- (40) 昭和18年6月30日における手形買入れの銀行別内訳は以下のとおり。
- | | |
|------|----------|
| 帝国銀行 | 1億4801万円 |
| 安田銀行 | 6520万円 |
| 三和銀行 | 1億円 |
| 住友銀行 | 1億1760万円 |
| 野村銀行 | 5188万円 |
| 東海銀行 | 1296万円 |
| 十五銀行 | 101万円 |

(41) 日本銀行保有資料。

(42) 日本銀行保有資料『昭和十六年十月部局長支店長会議関係書類』。

(4) 金融情勢の推移

日中戦争期

昭和12年（1937年）7月の日中戦争勃発が経済界に少なからぬショックを与えたことはすでに述べたが、このことは程度の差はあれ、金融界でも同様であった。この点について当時の本行『調査月報』は「事変の勃発に際しては金融界は証券、商品界の変調を他所に極めて冷静なる態度を持し居れるが、遠に新規貸出、公債社債投資等に対しては警戒気味となり、長期コール、月越物米券に対しても放出躊躇の色濃く、極力手許準備の充実に⁽¹⁾勉め居り」と述べており、このような情勢を反映して短資市場は一時やや引締まり現象を呈した。しかしこれに対して本行が公定歩合の一部引下げ、国債の無条件買入れなどを実施したほか、財政資金の対民間散布の増大、預金部資金の短資市場への放出などから、9月以降短資市場は再び緩和した。そしてこのような緩和の傾向は、翌13年中も継続し

表 2-19 手形交換所組合銀行の預金・貸出

○ 預 金 (単位：百万円)

昭和・年末	東 京	大 阪	そ の 他
11	3,449 (22.3)	1,930 (8.0)	3,299 (10.5)
12	4,060 (17.7)	2,243 (16.2)	3,614 (9.5)
13	5,139 (26.6)	2,846 (26.9)	4,246 (17.5)
14	6,958 (35.4)	3,758 (32.0)	5,453 (28.4)
15	8,361 (20.1)	4,468 (18.9)	7,132 (30.8)

○ 貸 出

11	2,483 (5.6)	1,373 (16.9)	2,118 (8.7)
12	3,327 (34.0)	1,676 (22.1)	2,502 (18.1)
13	4,044 (21.6)	1,883 (12.3)	2,746 (9.8)
14	5,090 (25.8)	2,503 (33.0)	3,524 (28.3)
15	6,701 (31.7)	3,293 (31.6)	4,301 (22.1)

(注) カッコ内は前年比増加率(%)。

(出所) 前掲『本邦経済統計』昭和17年、により作成。

た。この間、市中銀行の貸出は日中戦争勃発後高い伸びを示すようになったが、他方預金もこれを上回る高い伸びを続けたので、本行貸出はむしろ減少傾向を示した。このような市中銀行の預金・貸出の動きは財政資金の対民間散布超過、生産力拡充資金の需要増大等を反映したものであることはいうまでもない。ただこのような預金・貸出の動きには、かなり地域差があり、預金・貸出とも大都市の伸びが高かった（表2-19）。当時の財政資金の散布や民間の資金需要は、軍需に関連するものが多かったから、このようなパターンは、いわば当然の現象といえよう。

ところが昭和14年に入ると間もなく、金融市場はやや引締まりの様相を呈するようになった。⁽²⁾これは季節的に財政資金の散布が少ない時期ということもあったが、13年後半から市中銀行の有価証券保有が急増し、これが貸出の高水準と重なって、しだいに市中銀行の資金繰りの余裕を圧縮したからであった。さらに同年9月、欧州戦争が勃発すると思惑的な資金需要が高まり、物価の上昇も著しくなった。そうした情勢を反映して、銀行券の増発、本行貸出の増加が目立つようになった。このため短資市場引締まりの状況は改まらず、同年下期における国債の市中消化は鈍くなった。こうした事態の展開のなかで、政府や本行は、物価・賃金の統制、金融の統制を一段と強化することによって対処するという方策をとっ⁽³⁾た。

翌15年に入って金融情勢は一時緩和を示したものの、大勢はその後も引締まり基調を続けた。とくに同年夏になるとそうした傾向は著しく、コール・レートの上昇がみられただけでなく、市中銀行の貸出態度も警戒的な姿勢を示すようになった。しかもこの間、資金需要の大都市集中の傾向はますます著しく、大都市における金融逼迫現象と地方における金融緩和現象がいっそう明白になってきた。前述した地方銀行による興業債券の特別引受けや日本興業銀行の時局金融手形の発行は、そうした金融情勢の大都市と地方間のアンバランスを是正しようとしたものであったが、さらに一般的な金融緩和策として、本行の無条件国債買入制度の改正（同年4月以降）や預金部による資金放出（9月以降）も行われ、金融市場はようやく緩和の方向に向かった。⁽⁴⁾

昭和16年に入り、2月～3月は軍事費の支払いが少なかったのに対し、租税納付による資金引揚げが多く、とくに同年2月の財政資金は、当時としては異例の引揚超過となり、金融情勢は一時かなり逼迫したが、4月以降は一転して多額の財政資金散布超過となり、再び金融緩和の情勢になった。⁽⁵⁾このような状況に対し、本行が特殊預り金という操作によって資金を吸収したことは、前述したとおりである。しかしこのような短資市場における緩和状況は必ずしも市中銀行の貸出や起債の活発化と結びつくものではなかった。これは当時日米関係がしだいに緊迫し、金融界に先行き警戒感が広がったためと思われる。⁽⁶⁾

太平洋戦争期

昭和16年12月の太平洋戦争勃発に伴って、財政資金の対民間散布超過幅はますます拡大した（前掲表2-18）。他方市中銀行の貸出および有価証券保有も急増し、著しい信用膨張を示したが、全国銀行勘定の推移をみると、預金の増加は貸出・有価証券の増加に追いつかず、預貸証率はじりじりと悪化するに至った（表2-20）。

表2-20 全国銀行の預金・貸出・有価証券残高の推移
(単位：百万円)

昭和 年末	預 金 (A)	貸 出 (B)	有価証券		預貸証率 $\left(\frac{B+C}{A}\right)$
			(C)	うち 国 債	
11	13,968	9,505	7,039	3,899	118.4
12	15,746	11,011	7,134	3,986	115.2
13	19,117	12,222	9,438	5,766	113.3
14	25,091	15,038	12,308	7,573	109.0
15	31,189	18,371	14,948	9,623	106.8
16	37,801	20,985	19,775	12,884	107.8
17	46,569	24,856	26,530	18,184	110.3
18	56,328	32,354	33,415	24,084	116.8
19	77,926	51,154	42,945	32,994	120.8

(出所) 前掲『金融資料要録』。

この間昭和17年4月、後述のように「金融統制団体令」が施行され、全国金融統制会を主軸として、多くの金融統制団体が設立された。そして同年下期にはこれら統制団体が本格的な活動に入った。預金を上回る貸出・有価証券保有の増加は、軍需関係金融の円滑化と国債消化のいっそうの促進を目的とするこのよう

な統制組織の強化のもとで強行されたものであり、その結果本行貸出もまた急増することになった。とくに大銀行の資金繰りは悪化し、そのためコール・レート

は強調を続けた。かつて本行貸出に依存しないことにプライドを持っていた大銀行も、恒常的に本行貸出を受けるようになり、昭和19年には前述のように本行は安易な本行依存をチェックするために高率適用制度（貸付利率調整制度）を復活せざるをえなくなった。しかし市中銀行は国債消化、軍需産業への貸出を、そう

表 2-21 日本銀行の銀行券発行高と対民間貸出

(単位：百万円)

昭和年・月末	銀行券発行高	貸出残高
19. 7	12,658	4,406
8	13,183	5,125
9	13,727	5,609
10	14,429	6,855
11	15,257	8,664
12	17,746	9,044
20. 1	17,114	10,014
2	17,841	11,165
3	20,526	14,576
4	22,129	16,580
5	23,207	17,635
6	26,181	23,633
7	28,456	23,647
8	42,300	30,451

(出所) 前掲「戦時中金融統計要覧」巻末16ページ。

した資金事情を顧慮することなく、実行しなければならなかった。

昭和19年7月サイパン島が陥落し、8月にはグアム島・テニアン島のわが守備隊が全滅した。昭和20年に入ると米軍機の本土主要都市に対する空襲は猛烈なものとなった。そのころまでは一方で信用膨張政策を続けながら、他方で厳重な経済統制を実施することによって、なんとかインフレーションの顕在化を防いでいたが、もはやそれも限界に達していた。昭和20年に入るところから銀行券発行高も本行貸出残高もその増勢は著しく高まった(表2-21)。それはまた戦後インフレーションを爆発させる温床でもあった。

- (1) 日本銀行「日本銀行調査月報」昭和12年7月(前掲『日本金融史資料』昭和編第8巻、昭和39年、所収)426ページ。
- (2) 上掲「日本銀行調査月報」昭和14年2月、638ページ。
- (3) 上掲「日本銀行調査月報」昭和14年12月、755~758ページ。
- (4) 上掲「日本銀行調査月報」昭和15年10月、878ページ、および日本銀行「昭和十五年日本銀行営業報告」(前掲『日本金融史資料』昭和編第5巻、昭和38年、所収)811ページ。
- (5) 上掲「日本銀行調査月報」昭和16年2月~4月、938~939ページ、950ページ、964~965ページ。
- (6) 日本銀行調査局特別調査室「満州事変以後の財政金融史」(前掲『日本金融史資料』昭和編第27巻所収)146ページ。